

第4章

地域生活移行に係る目標数値

第4章 地域生活移行に係る目標数値

1 施設入所者の地域生活への移行支援

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、障がい者施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練事業などのサービスを利用することで、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）、一般住宅などに移行し、地域での生活が送れるよう支援します。このことから、平成26年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

目標値は、入所施設で自立訓練事業などの障がい福祉サービスを利用する人のうち3人が移行すると見込みます。また入所削減見込数は、入所者の事情及び出身世帯の状況を考慮して退所する見込みがなく、重度の障がいのある人のうち1人が新たに入所することを見込みます。平成26年度末の施設入所者数については、現時点での施設入所者数から2名削減することを見込みます。

表2-3 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
施設入所者数〔実績〕（A）	41人	平成23年10月1日の実績
【目標値】地域生活移行者数（B）	3人 （15.0%）	(A)のうち平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数 割合は、地域生活移行者数を平成17年10月1日時点の全入所者20人で除した値。(E)の割合も同様。
新たな施設入所支援利用者（C）	1人	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込数
平成26年度末の入所者数（D）	39人	平成26年度末の利用人員見込数 (A-B+C)
【目標値】入所者削減見込（E）	2人 （10.0%）	差引減少見込数 (A-D)

【地域生活移行に向けた取組み】

障がいのある人が地域生活へ移行するため、共同生活介護（ケアホーム）などの住まいの場の確保と併せて、相談支援事業所と連携し、障がい者相談支援サービス（地域相談支援）の活用により地域で生活できるよう一体的に支援する体制の構築に努めます。

国の基本指針

- ・平成17年10月1日時点における施設入所者の3割以上が地域生活への移行を目指す。
 - ・平成26年度末時点の施設入所者数を平成17年10月1日時点の1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法等として利用させることとした施設を除いて設定する。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が，必要な住まいの場の提供や日中活動できる事業所などの障がい福祉サービスを利用することで退院可能となり，地域生活を送れるよう，支援体制の整備に取り組みます。

このことから，退院後の地域生活の場として，共同生活援助（グループホーム），共同生活介護（ケアホーム）の利用者ととともに，在宅での生活を支援するため訪問系サービスの見込量から，平成27年6月末までの退院可能な精神障がい者数の減少目標値を定めます。

茨城県から提供された数値を基に，精神科病院の退院が可能な入院者から数値を設定します。

表 2 4 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

項 目	数 値	考 え 方
1年未満入院者の平均退院率	87.5%	平成20年6月30日時点を基準とし，平成27年6月30日時点における平均退院率
5年以上かつ65歳以上の退院者数	2人	直近の状況を基準とし，平成27年6月30日時点における退院者数

【精神障がい者の退院促進に向けた取組み】

精神科病院に入院している精神障がい者のうち，病状が安定しており，受け入れ条件が整えば退院可能である人に対して，退院後も自立した地域生活を継続できるように，精神科病院やその他関係機関との連携を図り，共同生活援助（グループホーム），共同生活介護（ケアホーム）などの住まいの場や日中において事業所に通所できる場の情報の提供及び障がい者相談支援サービス（地域相談支援〔地域移行支援，地域定着支援〕）の活用などにより，地域生活に移行できるよう支援に努めます。

国の基本指針

- ・1年未満入所者の平均退院率
平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査比で7%相当分増加させる。
- ・5年以上かつ65歳以上の退院者数
平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況よりも20%増加させる。

3 - 1 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業などを通じ，平成26年度末までに福祉施設¹を利用している障がいのある人が一般就労²できるよう支援します。

このことから，障がいのある人が福祉施設から一般就労へ移行した数値を見込み，平成26年度末までの目標を設定します。

当市において，平成17年度における福祉施設を退所し，一般就労した人はおりませんが，国の基本指針に基づき，一般就労への移行を推進する観点から数値を設定します。

現在，市内の就労継続支援（B型）の事業所において，職場体験を行って一般就労に向けて活動していることから，平成26年度までには，4名が一般就労すると見込みます。

- 1 福祉施設：障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）が対象となります。
- 2 一般就労：一般企業に就職した者，在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

表 2 5 福祉施設から一般就労への移行目標

項 目	数 値	考 え 方
一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し，一般就労した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	4人	平成26年度までに施設を退所し，一般就労する人の数

【一般就労への移行の取組み】

障がいのある人の雇用の促進及び就労が定着できるよう，就労に関する情報の提供・相談体制の整備，能力開発や訓練の機会の拡充及び公共職業安定所や障害者職業センターその他関係機関と連携を図り，就労の場の確保に努めます。

また，目標値を達成するため，福祉施設と連携し，就労を希望する障がいのある人の状況把握に努めます。

国の基本指針

- ・福祉施設を退所し，平成17年度時点の一般就労への年間移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

3 - 2 就労移行支援事業及び就労継続支援(A型)事業の利用促進

平成26年度末における福祉施設を利用する障がいのある人のうち、就労移行支援事業を利用する数値目標を定めます。

また、平成26年度末における福祉施設を利用する障がいのある人のうち、就労継続支援(A型《雇成型》)事業を利用する数値目標を定めます。

目標値は、国の基本指針を参考にしつつ、就労移行支援事業を実施する事業所などに通所する障がいのある人の状況を考慮して設定します。

表26-1 福祉施設から就労移行支援事業への利用目標

項目	数値	考え方
福祉施設利用者数	193人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	26人 (13.5%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

表26-2 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

項目	数値	考え方
就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	2人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する人の数
就労継続支援(B型)事業の利用者	48人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する人の数
就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	50人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数
【目標値】就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)/(B)	4.0%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する人の割合

【就労移行支援及び就労継続支援への取組み】

障がいのある人が必要な支援を受けながら、継続して就労訓練できるよう事業所の新規参入を促します。

また、福祉施設などからの物品調達及び役務の提供を積極的に推進します。

国の基本指針

- ・平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。
- ・平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型《雇成型》)事業を利用することを目指します。